

平成 26 年 3 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

### 3月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第8号	八戸市立公民館長の委嘱について	1
議案第9号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について	3
議案第10号	八戸市博物館館長の委嘱について	5
議案第11号	八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について	7
議案第12号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会委員の委嘱について	9
議案第13号	八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則の制定について	11
議案第14号	八戸市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則の制定について	15
議案第15号	八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	17
議案第16号	市立学校の統合について	21

議案第 8 号

八戸市立公民館長の委嘱について  
八戸市立公民館長に別紙の者を委嘱する。

平成26年 3 月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市立公民館長の委嘱期間満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

公 民 館 名	氏 名
小 中 野 公 民 館	もり よし あき 森 喜 明
白 銀 公 民 館	たけ お り え こ 竹 生 り え 子
鮫 公 民 館	の ざ か き と し 野 坂 哲
上 長 公 民 館	め ざ わ し ん い ち 目 澤 伸 一
柏 崎 公 民 館	つる がい ち と し 鶴 飼 千 年
大 館 公 民 館	たか は し よ し ひ さ 高 橋 芳 久
下 長 公 民 館	さ さ き か つ の り 佐 々 木 勝 紀
吹 上 公 民 館	い とう ゆ り 伊 藤 ゆ り
湊 公 民 館	ご の へ や す お 夫 五 戸 保 夫
是 川 公 民 館	あ ら や し き ひ で と し 荒 屋 敷 秀 俊
館 公 民 館	かい ふ き けん い ち 貝 吹 賢 一
根 城 公 民 館	に い や ま ま さ き ゆ き 新 井 山 雅 行
三 八 城 公 民 館	い し ぼ し ち か お 生 石 橋 元 生
長 者 公 民 館	さ さ き お き む 佐 々 木 修
田 面 木 公 民 館	あ り ま ひ ろ し 有 馬 弘
市 川 公 民 館	かね は ま かね み つ 金 濱 金 光
南 浜 公 民 館	おお は し し ょ う じ 大 橋 正 治
根 岸 公 民 館	え ど き よ し 江 戸 清
白 銀 南 公 民 館	こ だ ま よ し み 小 玉 吉 美
東 公 民 館	く ぼ さ わ ま こ と 久 保 澤 恂
白 山 台 公 民 館	なか む ら ま さ か つ 中 村 政 勝
南 郷 公 民 館	き む ら あ け み ち 木 村 明 美 智

委嘱期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

議案第9号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について  
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長に別紙の者を委嘱する。

平成26年3月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長を委嘱するためのものである。

氏 名	ふる だて こう じ 古 館 光 治
-----	-----------------------

委嘱期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

議案第10号

八戸市博物館館長の委嘱について  
八戸市博物館館長に別紙の者を委嘱する。

平成26年 3 月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市博物館館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

氏 名	土 藤 竹 久
-----	---------

委嘱期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。



議案第11号

八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について  
八戸市南郷歴史民俗資料館館長に別紙の者を委嘱する。

平成26年 3月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市南郷歴史民俗資料館館長を委嘱するためのものである。

氏 名	曾 我 安 博 <small>そ が やす ひろ</small>
-----	-------------------------------------

委嘱期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

議案第12号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会委員の委嘱について  
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会委員に別紙の者を委嘱する。

平成26年 3月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱  
するためのものである。

氏 名	所 属
おかむらみちお 岡村道雄	奥松島縄文村歴史資料館名誉館長
たかだかずのり 高田和徳	御所野縄文博物館長
ふくだともゆき 福田友之	元青森県埋蔵文化財センター次長
やましたはるこ 山下治子	アム・プロモーション編集長
しまもりまさすけ 島守正典	(株)八戸テレビ放送代表取締役社長
いしかわひろゆき 石川宏之	静岡大学准教授
やまうちひとし 山内均	三条小学校長

任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

議案第13号

八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則の制定について  
八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則を別紙のとおり制定する。

平成26年 3月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会の設置による八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部改正に伴い、史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会の組織及び運営等について必要な事項を定めるものである。

## 八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成23年八戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、文化財等に関し専門的知識を有する者及び是川地区の代表者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、条例第10条第2項に規定する職務が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、教育長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (資料の提出の要求等)

第5条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館において処理する。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。





議案第14号

八戸市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則の制定について  
八戸市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり制定する。

平成26年 3月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市社会教育指導員を廃止するためのものである。

## 八戸市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則

八戸市社会教育指導員に関する規則（昭和47年教育委員会規則第8号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第15号

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成26年 3 月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市公民館に係る使用料の減免について、指定管理者が主催し、又は市が他団体と共催する行事に使用する場で、教育委員会が特に必要と認めるときに全額減免することが出来るようにするためのものである。

## 八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市公民館条例施行規則（昭和52年八戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号エ中「当市が主催する」を「当市若しくは指定管理者が主催し、又は当市が他団体と共催する」に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第12条の規定により減免する使用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 八戸市公民館</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 当市若しくは指定管理者が主催し、又は当市が他団体と共催する行事に使用する                      場合で、教育委員会が特に必要と認めるとき。 使用料の全額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第12条の規定により減免する使用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 八戸市公民館</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 当市が主催する                      場合で、教育委員会が特に必要と認めるとき。 使用料の全額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>



議案第16号

市立学校の統合について  
市立学校を別紙のとおり統合する。

平成26年 3 月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

市野沢小学校と中野小学校と鳩田小学校を統合するものである。

1 市野沢小学校と中野小学校と鳩田小学校を統合する。

(1)統合する時期 平成28年4月1日

(2)統合後の学校名 南郷小学校

(3)通学区域 現在の市野沢小学校、中野小学校、鳩田小学校の通学区域とする。